



# 栃木県公報

平成25年  
3月11日(月)  
号外  
第14号

## 目次

### 条 例

○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	2
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	11
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	27
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	38
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	66
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定	168
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	275
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定	296
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	318

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第10号）

- 1 生活保護法等の一部改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

### ◇軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第11号）

- 1 社会福祉法の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第12号）

- 1 老人福祉法の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第13号）

- 1 老人福祉法の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第14号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第15号）

1 介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第16号）

1 介護保険法の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第17号）

1 介護保険法の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第18号）

1 介護保険法の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

**条 例**

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 救護施設（第十一条—第二十条）

第三章 更生施設（第二十一条—第二十六条）

第四章 医療保護施設（第二十七条）

第五章 授産施設（第二十八条—第三十四条）

第六章 宿所提供施設（第三十五条—第四十条）

第七章 雑則（第四十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第

三十九条第一項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、保護施設及び同法第二条第二項第七号に規定する授産施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

**第三条** 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

**第四条** 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

**第五条** 救護施設等の設備は、専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

**第六条** 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

**第七条** 救護施設等の職員は、専ら当該救護施設等の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（苦情への対応）

**第八条** 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

**第九条** 救護施設等は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地

域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 救護施設等は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、利用者等に周知しなければならない。
- 3 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 救護施設等は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(帳簿の整備)

**第十条** 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

## 第二章 救護施設

(規模)

**第十一条** 救護施設(次項に規定するサテライト型施設を除く。)は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 救護施設は、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とし、当該救護施設と一体的に管理運営を行う施設であつて入所者が二十人以下のもの(以下「サテライト型施設」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 救護施設は、当該救護施設における入所者の総数のうちに占める被保護者の数の割合が、おおむね八十パーセント以上でなければならない。

(設備の基準)

**第十二条** 救護施設(サテライト型施設を除く。以下この条において同じ。)の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、救護施設の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 1 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 2 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な

消火活動が可能なものであること。

- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 宿直室
- 十二 介護職員室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場
- 十五 汚物処理室
- 十六 霊安室

4 前項第一号の居室については、一般の居室のほか、必要に応じて、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室 次のとおりとすること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とする。
  - ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ニ 入所者ごとに寝具及び身の回り品の収納設備を設けること。
- ホ 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- 二 静養室 次のとおりとすること。
  - イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
  - ロ イに定めるもののほか、前号（ロを除く。）に定めるところによること。

- 三 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- 四 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
- 五 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 六 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 七 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(サテライト型施設の設備の基準)

第十三条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずるものとする。

(職員の配置の基準)

第十四条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 介護職員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第十五条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(給食)

第十六条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第十七条 入所者については、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第十八条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び入所者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療

機械器具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

**第十九条** 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

- 2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的な条件に応じて、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。
- 3 救護施設は、入所者の日常生活に充てられる場所について、必要に応じて、採暖のための措置を講じなければならない。
- 4 救護施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第二十条** 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、次に掲げるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「当該入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 当該入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 当該入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合は、速やかに、当該入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

### 第三章 更生施設

(規模)

**第二十一条** 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 更生施設は、当該更生施設における入所者の総数のうちに占める被保護者の数の割合が、おおむね八十八パーセント以上でなければならない。

(設備の基準)

**第二十二条** 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 集会室

- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 作業室又は作業場
- 十 調理室
- 十一 事務室
- 十二 宿直室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場

2 前項第九号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、第十二条第一項、第二項、第五項第一号（ホを除く。）及び第二号から第六号まで並びに第六項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。  
(職員の配置の基準)

**第二十三条** 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 作業指導員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とする。

(生活指導等)

**第二十四条** 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう、入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づき指導をしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、第十九条（第二項を除く。）の規定は、更生施設の生活指導等について準用する。

(作業指導)

**第二十五条** 更生施設は、入所者に対し、前条第一項の更生計画に従つて、入所者が退所後自



立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

- 2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

**第二十六条** 第十五条から第十八条まで及び第二十条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第四章 医療保護施設

**第二十七条** 医療保護施設は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他医療に関する法令に規定する設備及び運営に関する基準に従って、適切な運営を行わなければならない。

#### 第五章 授産施設

(規模)

**第二十八条** 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 授産施設は、当該授産施設における利用者の総数のうちに占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上でなければならない。

(設備の基準)

**第二十九条** 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 作業室
- 二 作業設備
- 三 食堂
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 事務室

- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室 次のとおりとすること。
  - イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
  - ロ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 便所 男子用と女子用とを別に設けること。

(職員の配置の基準)

**第三十条** 授産施設には、次に掲げる職員を置かななければならない。

- 一 施設長
- 二 作業指導員

(工賃の支払)

**第三十一条** 授産施設の利用者には、工賃として、事業収入の額から事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額を支払わなければならない。

(自立指導)

第三十二条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第三十三条 第十八条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設の衛生管理等について準用する。

第三十四条 第一章及び第二十八条（第二項を除く。）から前条までの規定は、社会福祉法第二条第二項第七号に規定する授産施設について準用する。

第六章 宿所提供施設

(規模)

第三十五条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、当該宿所提供施設における入所者の総数のうちに占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上でなければならない。

(設備の基準)

第三十六条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 便所
- 四 面接室
- 五 事務室

2 前項第二号の炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、第十二条第五項第一号（ホを除く。）及び第六項（第三号を除く。）の規定は、宿所提供施設の設備の基準について準用する。

(職員の配置の基準)

第三十七条 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

第三十八条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第三十九条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図るよう努めなければならない。

(準用)

**第四十条** 第十八条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設の衛生管理等について準用する。

**第七章 雑則**

（規則への委任）

**第四十一条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（医事厚生課）

---

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第十一号**

**軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例**

（趣旨）

**第一条** この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十五条第一項の規定に基づき、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

**第三条** 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つてサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備等の一般原則）

**第四条** 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

**第五条** 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

**第六条** 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

**第七条** 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

**第八条** 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者へのサービスの提供の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第九条** 軽費老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

## (記録の整備)

第十条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者へのサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者へのサービスの提供に関する計画
- 二 入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十八条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 第三十四条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

## (設備の基準)

第十一条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、軽費老人ホームの建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 談話室、娯楽室又は集会室
- 三 食堂

- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 面談室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 宿直室
- 十一 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室 次のとおりとすること。
  - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
  - ロ 地階に設けてはならないこと。
  - ハ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル（この設備に係る部分を除いた床面積は、十四・八五平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、三十一・九平方メートル以上とすること。
  - ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
  - ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 浴室 老人が入浴するために適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- 三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 居室 次のとおりとすること。
  - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
  - ロ 地階に設けてはならないこと。
  - ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル（この設備に係る部分を除いた床面積は、十三・二平方メートル）以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十三・四五平方メートル以上とすること。
  - ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。
  - ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室 次のとおりとすること。

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 施設内に一斉に放送できる設備を設けること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

(職員の配置の基準)

**第十二条** 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(いずれも入所者へのサービスの提供に支障がない場合に限る。)にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員 次のとおりとすること。

イ 一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第一百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九條第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適當数を加えて得た数

四 栄養士 一以上

五 事務員 一以上

六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適當数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開